

町内中小法人等、個人事業者の皆様へ

## プラスアップ事業協力金の交付について

新型コロナウイルス感染症の影響により業況が悪化した町内事業者が、感染予防対策の徹底や新たな取り組みへの着手など、従来の事業活動をより発展的に進めようとする場合、当該事業者に対して協力金を交付します。

**【対象者】** 以下の対象要件を全て満たす事業者が対象となります。

- (1) 令和2年4月1日以前に開業している、次のいずれかに該当する者。
    - ア 資本金の額又は出資の総額が10億円未満（資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時雇用する従業員の数が2,000人以下）である町内に事業所を有する法人及び個人事業者。
    - イ 町内に事業所を有する組合若しくはその連合会又は一般社団法人で、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が個人又はアに該当する法人である者。
  - (2) 令和元年以前から事業収入を得ており、協力金の受領後も町内で事業を継続する意思がある者
  - (3) 過去に同事業の交付を受けていない者
  - (4) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月から令和2年9月の間のいずれか一月の売上が前年同月と比較して少しでも減少している者（申請日時点で創業から1年を経過していない場合は、創業から令和2年9月までのいずれか一月の売上を前年同月の売上として比較する）
  - (5) 売上の実績が確認できる書類を作成及び保管している者
- ※ このほか、業種により要件を別に定める場合があります。

**【交付額】** ①～③の合計額が交付金額となります。

- ① 業種別のガイドラインに沿った感染予防対策を講じて（講じる予定も含め）営業している場合 …10万円
- ② ①の感染予防対策とは別に、新型コロナの影響で落ち込んだ売り上げを回復するために新たな取り組みを展開した（予定含め）場合 …10万円
- ③ 役員、専従者を除く従業者数が10人未満の場合 …10万円（※）  
10人以上の場合 …一人につき1万円（※）

※①、②いずれも該当しない場合は0円とします。③の交付額上限は80万円です。

**【申請方法】** 受付会場にて申請書類を提出していただきます。

申請書類に必要事項を記入の上、関係書類を添えて受付会場にて提出してください。

**【商工業者向け受付会場】**

11月4日(水)～6日(金) 9時～12時・13時～16時 場所：農林会館多目的ホール

**【農業者向け受付会場】**

11月10日(火)～11日(水) 9時～12時・13時～16時 場所：農林会館多目的ホール

**【申請様式の入手方法】 役場、商工会、金融機関で入手可能です。**

申請書様式及び記入方法をまとめた申請要領等は、11月中までを目途に以下施設に置かせていただきます。様式をお求めの方はお近くの施設にお立ち寄りください。

**○世田米地区**

住田町役場農政課、住田町商工会、岩手銀行世田米支店、JAおおふなと世田米支店、住田郵便局、世田米地区公民館（まち家世田米駅）、大股郵便局、大股地区公民館

**○下有住地区**

下有住郵便局、下有住地区公民館

**○上有住地区**

上有住郵便局、五葉地区公民館

※申請書様式及び申請要領等は住田町ホームページでもダウンロードいただけます。

**【申請に必要な書類】 不足書類があった場合は受付いたしかねます。**

- 住田町プラスアップ事業協力金（新型コロナ対策）申請書兼請求書
- 従業者名簿（任意様式。代表者の記名押印等原本証明をしたもの）
- 対象月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告書の控えの写し
- （農業者申請時のみ）所得税青色申告決算書の控えの写し
- 対象月の月間事業収入がわかるもの（売上台帳、帳面、その他事業年度の確定申告の基礎となる書類）
- 売上を回復するための新たな取り組みに関する参考資料等（任意）
- 協力金の振込先の口座通帳の写し
- 委任状（任意様式。代理人申請の場合のみ）

**【申請に関する注意事項】 こちらも必ずご確認ください。**

- ・ 対象要件に関わらず、法人化していない任意団体、「性風俗関連特殊営業」事業者、政治団体、宗教団体、暴力団・暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者は、本協力金の対象外となります。
- ・ 国の持続化給付金など他の協力金を受け取った事業者であっても申請が可能です。
- ・ 申請内容に虚偽があったり、協力金受取後1年以内にその営業を廃止、移転、売却、譲渡等をした際は、協力金を返還していただく必要があります。
- ・ 申請を希望する事業者のうち、受付会場設置期間中にどうしても来場できない場合は、後日個別に対応をいたしますので役場農政課までご連絡ください。ただし、会場で受付した事業者から優先的に支払処理を進めるため、支払時期が遅れる場合がありますのでご了承ください。
- ・ 会場において、未記入の申請書をお持ちいただいた場合は受付いたしかねます。記入方法や事業内容について相談したい場合は、事前に役場農政課へご連絡ください。

お問合せ

①制度全般・商工事業者向け：町農政課商工観光係

②農業者向け：町農政課農政係・農業振興係

（①、②ともに）TEL：46-3861 FAX：46-3515